

ガソリン運搬容器の基準が変更になります

消防庁次長通知 消防危第249号（令和5年9月19日） 告示第68条の4 関係

従来、ガソリン携行缶は金属製と限定されていましたが、消防法の改正により**令和6年3月1日**から一部のプラスチック製容器についても消防法適合の運搬容器として認められるようになりました。

新たに認められるプラスチック製容器について

①容器に**UN表示**及び容器記号**3H1**が記されていること



②容積（容量）が**10リットル以内**であること

（ガソリン用プラスチック製運搬容器の最大容量は危険物の規制に関する規則別表第3の2により10リットル（プラスチック容器・危険等級Ⅱ）とされています。10リットルを超えるプラスチック製携行容器も市販されていますが、それらは**消防法違反**となりますので注意が必要です。）

③当該容器は**製造日から5年以内**のものであること

（製造日から5年を経過したものは危険物運搬容器として認められません。）

ガソリン用プラスチック製運搬容器の概要

○ 運搬容器の概要（A社製）

内 容 量 : 5リットル、10リットル
材 質 : 高密度ポリエチレン
収納油種 : ガソリン（第四類第一石油類、危険等級Ⅱ）
製 造 国 : カナダ
UN表示 : 有（3H1、プラスチックジェリカン（天板固着式））



○ 運搬容器の概要（B社製）

内 容 量 : 5リットル
材 質 : 高密度ポリエチレン
収納油種 : ガソリン（第四類第一石油類、危険等級Ⅱ）
製 造 国 : 中華民国
UN表示 : 有（3H1、プラスチックジェリカン（天板固着式））

